

富山市公の施設指定管理者制度導入に関する指針（素案） に対するご意見と富山市の考え方

富山市公の施設指定管理者制度導入に関する指針（素案）に対する意見募集に、市民の皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表いたします。なお、ご意見の原文を要約または分割して掲載していますのでご了承ください。

（意見募集期間）平成17年5月10日から6月9日

（意見数） 8件

寄せられた意見及び市の考え方

富山市公の施設指定管理者制度導入に関する指針（平成17年9月1日制定）

寄せられたご意見	ご意見に対する市の考え方
1 公募を行う具体的な公の施設とその管理の概要や指定管理者の申請時に必要な書類の詳細について、早く提示してもらいたい。	指定管理者制度を導入する公の施設については、施設の設置条例の一部改正議案を9月議会に提出し、公募を行う具体的な施設については、今回公表するとともに、議決後速やかに公募することとしており、その管理の概要や申請書類の詳細については、募集要項に記載します。
2 指定期間は5年以内とされているが、人の雇用確保等の面から、もっと長めに設定できないか。	現在、市においては、警備業務委託は、入札等による業者決定後5年間、清掃業務委託は3年間、同一業者によることができることとしております。 指定管理者制度においても、人の雇用確保等の面から、平成18年4月の制度導入予定時においては、指定期間を原則として5年以内としています。制度導入後においては、施設管理の状況を見て、改めて検討したいと考えています。
3 公の施設の管理に当たり、指定管理者の裁量で、自動販売機・売店等を設置して収益を上げることは可能か。	指定管理者が、公の施設に自動販売機・売店等を設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許可を申請する必要があり、市では、公の施設の設置目的や利用者の利便性等を考慮し、許可するかどうかを決定します。
4 指定管理者が管理する公の施設について、不満・苦情等があった場合、指定管理者、市のどちらに対して言えば良いのか。	公の施設についての不満・苦情等も含め、利用者のご意見については、市及び指定管理者のどちらにおいても承ることとし、相互に連絡・把握されるような体制づくりをする必要があると考えています。
5 公の施設の指定管理者の公募に係る募集要項発表後、実際の募集までの間に、募集要項等に係る応募者からの各種質問に答えたい。	応募希望者からの質問には、できるだけ迅速かつ丁寧にお応えするとともに、他の応募希望者が参考とできるよう、質疑応答の概要についても応募希望者全員にお知らせします。
6 市が財政的に厳しいのに、既存の団体に委託するのではあまり変わらないのではないかと、次の点について検討して欲しい。	
(1) 個々の施設の管理経費と従事している人員を明示すべきでないか。	現状における個々の施設の管理経費(平成16年度決算額及び17年度予算額)や従事職員数等については、募集要項に記載します。
(2) 市が、どのくらいの金額で管理してもらいたいと考えているのかをあらかじめ明示して事業者を募集するか、もしくは、入札の方法により事業者を決めるべきでないか。	応募者は、募集要項に記載された管理業務の仕様に基づき、施設の管理経費(平成16年度決算額及び17年度予算額)を参考として収支計画を作成し、事業計画書として市に提出することになります。 また、指定管理候補者の選定については、入札による決定ではなく、提出された事業計画書が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであるかどうかなどの観点から、選定委員会で審査し、選定することとしています。
(3) 指定管理者は、わざわざ遠くの業者を選定するよりも、地理的に施設に近い町内会を活用することも一つの考え方でないか。	地域に密着したコミュニティ施設などについては、ご意見にある方法もたいへん有効なものであると考えており、「地域に密着した施設で、地元住民や利用者で組織する団体が管理した方が、効率的であり、かつ施設の設置目的を有効に達成できる施設」については、公募せずに指定管理者を指定する

ことができることとしています。